

山形県青果物等標準出荷規格集

山 形 県

(令和5年4月)

目 次

山形県青果物等標準出荷規格指導要綱	1
山形県青果物等標準出荷規格	
■果 実	
さくらんぼ	4
も も (ネクタリンを含む)	6
西洋なし	8
ぶ どう (デラウェア群およびキャンベルアーリー群)	10
ぶ どう (大粒種群)	12
りんご	14
渋がき	16
すもも	17
日本なし	18
う め	19
く り	19
ほしがき	20
あけび	21
キウイフルーツ	22
■野 菜	
果菜類・果実的野菜	
すいか	23
小玉すいか	24
ネット系メロン	25
アールスメロン	26
きゅうり	27
トマト	28
中玉トマト	29
ミニトマト	30
な す	31
小なす	32
ピーマン	33
パプリカ (カラーピーマン)	34
かぼちゃ	35
いちご	36
オクラ	37
豆 類 等	
えだまめ	38
さやいんげん	39
さやえんどう	40
とうもろこし (スイートコーン)	41
葉茎菜類	
ね ぎ	42
に ら	43
アスパラガス	44
はくさい	45
キャベツ	46
ほうれんそう	47
せいさい	47
食用ぎく	48

おかひじき	48
セルリー	49
レタス	50
ブロッコリー	51
茎ブロッコリー	52
あさつき	53
しゅんぎく	53
五月菜	54
花みょうが	55
根みつば	56
アスパラ菜	57
根菜・土物類	
だいこん	58
かぶ	59
秋冬かぶ	60
にんじん	61
ごぼう	62
さといも	63
ながいも	64
ばれいしょ	65
にんにく	66
山菜類	
たらの芽	67
うるい(軟白促成)	68
ふきのとう	69
山うど(軟白栽培)	70
わらび	71
菌茸類	
なめこ	72
なましいたけ(生しいたけ)	73
ひらたけ	74
えのきだけ	74
まつたけ	75
ぶなしめじ	76
■花き	
ばら	77
トルコギキョウ	78
ゆり	79
アルストロメリア	80
ストック	81
きく	82
さくら	83
りんどう	84
フリージア	85
スターチス	86
カーネーション	87
べにばな	88
宿根かすみそう	89
グラジオラス	90
加工果実取引規格	91

山形県青果物等標準出荷規格指導要綱

	昭和58年3月29日園第659号	平成9年2月28日農園第1125号
	昭和59年2月29日園第650号	平成10年3月6日農園第1108号
	昭和60年2月18日園第672号	平成11年3月26日農園第1135号
	昭和61年2月17日園第630号	平成12年1月31日農畜第1818号
	昭和62年2月9日園第619号	平成19年3月30日農政第832号
改正	昭和63年3月14日園第646号	平成20年2月29日農政第656号
	平成元年3月30日園第838号	平成24年3月29日新農第495号
	平成2年3月5日園第904号	平成25年3月15日新農第474号
	平成3年3月26日園第947号	平成26年3月17日6次第393号
	平成5年3月26日園第450号	平成29年3月30日6次第391号
	平成5年7月19日園第139号	令和元年5月29日6次第121号
	平成7年2月22日園第393号	令和4年3月22日6次第340号
	平成8年3月11日農園第1171号	令和5年3月20日農政第738号

- (目的)
- 第1 この要綱は、青果物等の取引の公正と商品価値の向上を図るため、青果物等の出荷規格を統一し、これを普及することにより、県産青果物の声価を高め、農業経営の安定向上に資することを目的とする。
- (定義)
- 第2 この要綱において「青果物等」とは、県内で生産される青果物等で、別記1に掲げるものをいう。
- 2 この要綱において「標準出荷規格」とは、出荷する青果物等の等級、階級、容器、内容及び荷造方法についての基準をいう。
- (県規格の制定)
- 第3 知事は、山形県青果物等標準出荷規格（以下「県規格」という。）を制定するものとする。
- 2 知事は、前項の県規格を制定する場合には、あらかじめ生産出荷団体及び流通関係者等の意見を聴するものとする。また、これを改正し、もしくは廃止する場合においても同様とする。
- (県規格の内容)
- 第4 第3の1に規程する県規格の内容は、別記2のとおりとする。
- (普及・指導)
- 第5 知事は、県規格を制定、改正又は廃止したときは、関係者に速やかにこれを周知させるための措置を講ずるものとする。
- 2 生産出荷団体及び流通関係者等は、生産者に県規格を普及・徹底させるための必要な措置を講じなければならない。
- (県規格の遵守)
- 第6 青果物等を出荷しようとする者は、県規格により出荷するよう努めなければならない。
- 附則
- (施行期日)
1. この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。
- 附則
- (施行期日)
1. この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。
- 附則
- (施行期日)
1. この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。
- 附則
- (施行期日)
1. この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。
- 附則
- (施行期日)
1. この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。
- 附則
- (施行期日)
1. この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

- 附 則
(施行期日)
1. この要綱は、平成元年4月1日から施行する。
- 附 則
(施行期日)
1. この要綱は、平成2年4月1日から施行する。
- 附 則
(施行期日)
1. この要綱は、平成3年4月1日から施行する。
- 附 則
(施行期日)
1. この要綱は、平成5年4月1日から施行する。
- 附 則
(施行期日)
1. この要綱は、平成5年7月19日から施行する。
- 附 則
(施行期日)
1. この要綱は、平成7年4月1日から施行する。
- 附 則
(施行期日)
1. この要綱は、平成8年4月1日から施行する。
- 附 則
(施行期日)
1. この要綱は、平成9年4月1日から施行する。
- 附 則
(施行期日)
1. この要綱は、平成10年3月6日から施行する。
- 附 則
(施行期日)
1. この要綱は、平成11年4月1日から施行する。
- 附 則
(施行期日)
1. この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 附 則
(施行期日)
1. この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 附 則
(施行期日)
1. この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 附 則
(施行期日)
1. この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 附 則
(施行期日)
1. この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 附 則
(施行期日)
1. この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 附 則
(施行期日)
1. この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 附 則
(施行期日)
1. この要綱は、令和元年6月1日から施行する。
- 附 則
(施行期日)
1. この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 附 則
(施行期日)
1. この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別記1（要綱第2）

作 目	種 別	品 目
果 実	(14 品目)	さくらんぼ、もも、西洋なし、ぶどう（デラウェア群及びキャンベルアーリー群）、ぶどう（大粒種群）、りんご、渋がき、すもも、日本なし、うめ、くり、ほしがき、あけび、キウイフルーツ
野 菜 (58 品目)	果 菜 類 ・ 果 実 的 野 菜	すいか、小玉すいか、ネット系メロン、アールスメロン、きゅうり、トマト、中玉トマト、ミニトマト、なす、小なす、ピーマン、パプリカ（カラーピーマン）、かぼちゃ、イチゴ、オクラ
	豆 類 等	えだまめ、さやいんげん、さやえんどう、とうもろこし（スイートコーン）
	葉 茎 菜 類	ねぎ、にら、アスパラガス、はくさい、キャベツ、ほうれんそう、せいさい、食用ぎく、おかひじき、セルリー、レタス、ブロッコリー、茎ブロッコリー、あさつき、しゅんぎく、五月菜、花みょうが、根みつば、アスパラ菜
	根 菜 ・ 土 物 類	だいこん、かぶ、秋冬かぶ、にんじん、ごぼう、さといも、ながいも、ばれいしょ、にんにく
	山 菜 類	たらの芽、うるい（軟白促成）、ふきのとう、山うど（軟白栽培）、わらび
	菌 茸 類	なめこ、なましいたけ（生しいたけ）、ひらたけ、えのきだけ、まつたけ、ぶなしめじ
花 き	(14 品目)	ばら、トルコギキョウ、ゆり、アルストロメリア、ストック、きく、さくら、りんどう、フリージア、スターチス、カーネーション、ベにばな、宿根かすみそう、グラジオラス
加工果実	(3 品目)	さくらんぼ、もも、西洋なし